

一般社団法人
千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

1 (1) 被処分者

所在地 東京都世田谷区宇奈根二丁目9番28号
氏名 アースワン株式会社
代表者 代表取締役 飯田 智也

(2) 許可内容

ア 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200193177号
許可年月日 平成29年3月15日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）
イ 許可の種類 特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01250193177号
許可年月日 平成29年7月14日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年7月30日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

アースワン株式会社は、平成31年4月11日付けで東京都知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたことが認められる。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当するため、法第14条の3の2第1項第4号（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）に該当した。

2 (1) 被処分者

所在地 茨城県猿島郡境町大字内門1126番地の2
氏名 有限会社安納
代表者 取締役 平原 匡志

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200175853号
許可年月日 平成26年3月17日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年7月30日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社安納は、令和元年5月28日付けで東京都知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたことが認められる。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当するため、法第14条の3の2第1項第4号に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789